

相談ファイル であっても,個々の契約などの状況などが異なれば,解決内容も違ってきます。)

「FX で簡単にもうかる?」SNS をきっかけにした。もうけ話に注意!

≪相談内容≫

画像専用 SNS にメッセージが届き、相手とやり取りを始めたら、為替取引を 勧誘され、海外の FX サイトを紹介された。勧められるまま1か月間に数回、 ATM でお金を振り込んだ。総額 100 万円ほど振り込み、画面上で保持してい る外国通貨は、日本円にすると800万円程度になった。しかし、出金をしよう とすると、手数料がかかるため50万円ほど振り込まないと、出金できないと言 われた。 (40歳代 女性)



≪アドバイス≫

相談者には、SNS をきっかけにした、詐欺的な投資の勧誘に関する相談が、複数寄せられて いることをお伝えし、同種の相談事例について情報提供しました。また、手数料を支払っても、 次は別の名目で料金を請求され、画面上で保持しているお金を手にすることは、困難であること をお伝えしました。

トラブルを防ぐためのポイント

- SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか、慎重に判断しましょう SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を-旦支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。
- •「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。 **楽してもうかる話は、まずありえません。**「すぐにもうかる」などと勧誘されたときは、 契約条件や契約内容をよく確認し、安易に契約をしないようにしましょう。
- 借金をしてまで契約しないでください。 「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や、消費者金融の借金などを勧 められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

生活情報ファイル

相談急増!コロナ禍に便乗して、高齢者を狙う海産物の送り付けに注意! ~離れて暮らすご家族にも必ずお伝えください~

高齢者を狙い「コロナで観光客が減り困っている」などと同情を引き、 強引にカニ等を購入させる、悪質な電話勧誘が県内で急増しています。 詳しくは県 HP へ https://nackynailly.com/fag/fagpost/402/



- 不要だと思ったら、その場できっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。
- 一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け 取りや代金支払いの義務はありません。
- 帰省の際に、ご家族の実家等で、見慣れない商品や契約書を見つけた際は、 消費者ホットライン(☎188)にご相談下さい。

試してみよう、消費者力!第10回(令和3年度)

- Q 次のうち、クーリング・オフができるものはいくつあるか選びなさい。
- (ア) 電話で業者から体に良いと勧められて健康食品を購入した。
- (イ) ネット通販で数量限定のテーブルを購入した。
- (ウ) テレビショッピングで人気商品の掃除機を購入した。
- (エ) ショッピングモールの店員に勧められて洋服を購入した。

1. 10

2. 20

3.30

4.40

【第17回消費者力検定(令和2年度実施)応用コースから】

くらしのまめちしき

「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意を!

インターネットの光回線の契約をしている消費者に対して、「アナログ回線(アナログ電話)に戻せば料金が安くなる」などと勧誘し、手続き代行やオプションサービスの料金として高額な請求をする、いわゆる「アナログ戻し」のトラブルに関する相談が寄せられています。



相談事例

大手通信会社を名乗る者から電話があり「光回線をアナログ回線に戻すと月々の支払いが安くなる。初期費用がかかるが、すぐに元が取れる」と勧誘され、了承した。しかし、高額な代行手数料に加えて、契約した覚えのない、サポートサービスがついた契約になっていた。解約したい。

トラブルを防ぐためのポイント

- **勧誘を受けた事業者名と、契約内容をしっかりと確認しましょう。** 大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際は関係のない事業者が勧誘しているケースが多くみられます。
- 契約内容をよく確認し、必要のない契約はきっぱり断りましょう。 事業者からの勧誘を受けて、消費者の気が付かないうちに、アナログ回線への変更には必要のないサービスの契約を結んでいるケースがあります。勧誘を受けた際には、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認するようにしましょう。

お困りの際には、すぐに消費者ホットライン(20188)にご相談ください。

「試してみよう、消費者力!第9回解答と解説⇒(正解-1)

(ア) は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフの対象となる(期間は8日間)。ネット通販やテレビショッピング、店舗で購入した場合は不意打ち性のない販売形態であるため、クーリング・オフが適用されない。

発行元:広島県生活センター (環境県民局 消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1 階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL O8XX-XXXX-XXXX この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ (A41) としても使用できます。